

令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 令和2年度 被災小規模事業者再建事業

持続化補助金令和2年7月豪雨型

- **経営計画に基づいて実施する販路開拓等**
- **事業再建に向けた取り組みに対し200万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます**
 - ・豪雨災害に損壊等の直接的な被害があった小規模事業者は200万円が上限になります。
 - ・間接的(売上減少)な被害があった小規模事業者は、100万円が上限になります。
- **計画の作成や申請、事業再開の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます**

《対象となる取組の例》

① 広告宣伝

- ・事業再開PRや新たな顧客層の取込を狙い、チラシを作成・配布
- ・店舗の認知度向上を目的とした看板の設置

② 集客力を高めるための店舗改装

- ・幅広い年代層の集客を図るための店舗改装

③ 商談会・展示会への出展

- ・新たな販路を求め、商品PRイベントへ出展

④ 新たな商品・サービス提供のための機械・車両の導入

- ・事業再建の取組に必要な機械等の導入
- ・事業再建の取組のための車両の購入

⑤ ITを活用した広報や業務効率化

- ・ホームページの開設やネット販売システムの構築、管理システムの導入

【お問い合わせ先】

人吉商工会議所 電話:0966-22-3101

※申請希望の方は、お早めにお知らせください。

全国商工会連合会持続化補助金 事務局(申請書類の提出先)

〒108-0014 東京都港区芝4-11-1

電話:0570-087654[9:30~12:00、13:00~17:30(土日祝日、年末年始除く)]

URL:https://shokokai.or.jp/r2_7gou

【概要】

※詳細は特設ウェブサイトに掲載する公募要領等をご確認ください。

◆補助対象者

商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる小規模事業者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]および一定の要件を満たした特定非営利活動法人

【従業員基準】

商業・サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	常時使用する従業員の数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数 20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数 20人以下

※特定非営利活動法人は「製造業その他」の従業員基準を用います。

◆対象となる事業

・経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等(生産性向上)のための事業

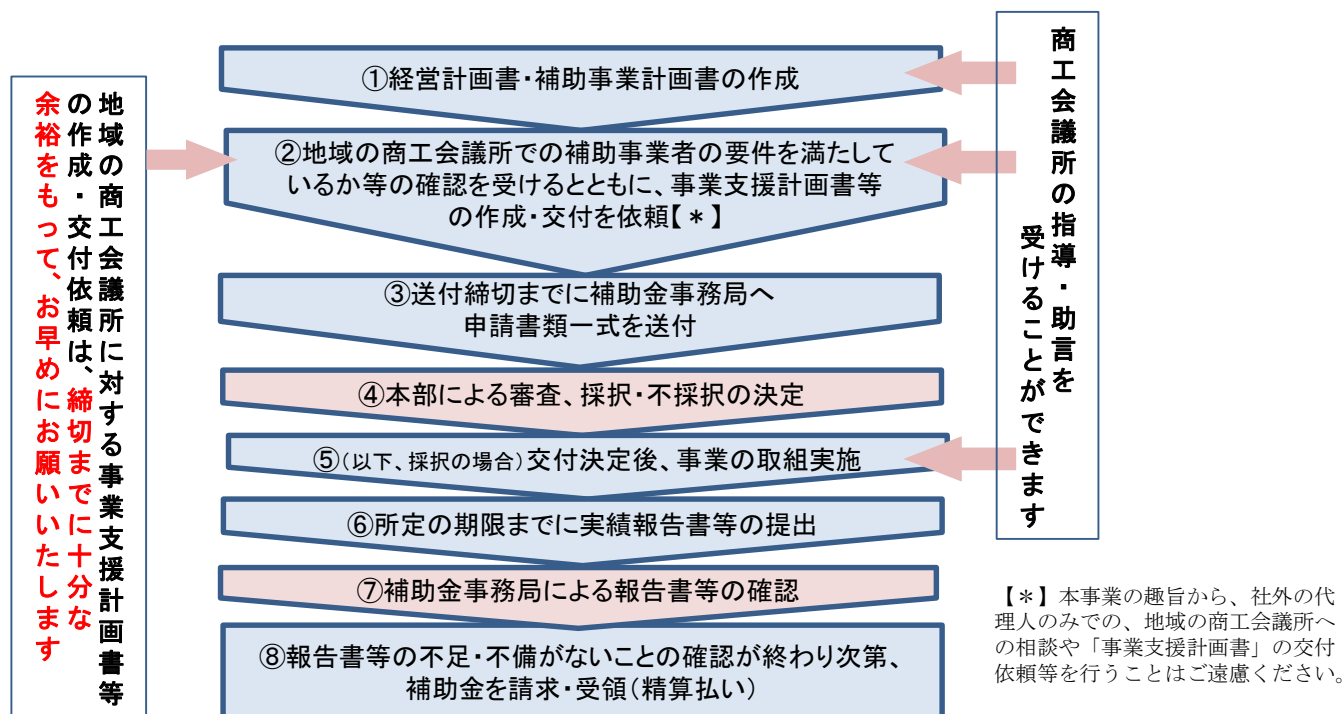
◆補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、車両購入費、設備処分費、委託費、外注費

◆補助率・補助額

- ・補助率 補助対象経費の2/3以内
- ・補助額 上限200万円(間接被害を受けた小規模事業者は上限100万円)

◆申請から補助金受領までの基本的な手続の流れ



◆手続きの期限等

	第1回締切	第2回締切
1. 申請書類一式の送付締切(上記③)	2020年9月23日(水) 【最終日当日消印有効】	2020年10月30日(金) 【最終日当日消印有効】
2. 採択結果公表(予定)	2020年10月頃予定	2020年11月頃予定
3. 補助事業の実施期間	豪雨により被災した日以降から 2021年1月8日(金)まで	豪雨により被災した日以降から 2021年1月8日(金)まで

※2020年9月11日(金)より申請受付開始しております。